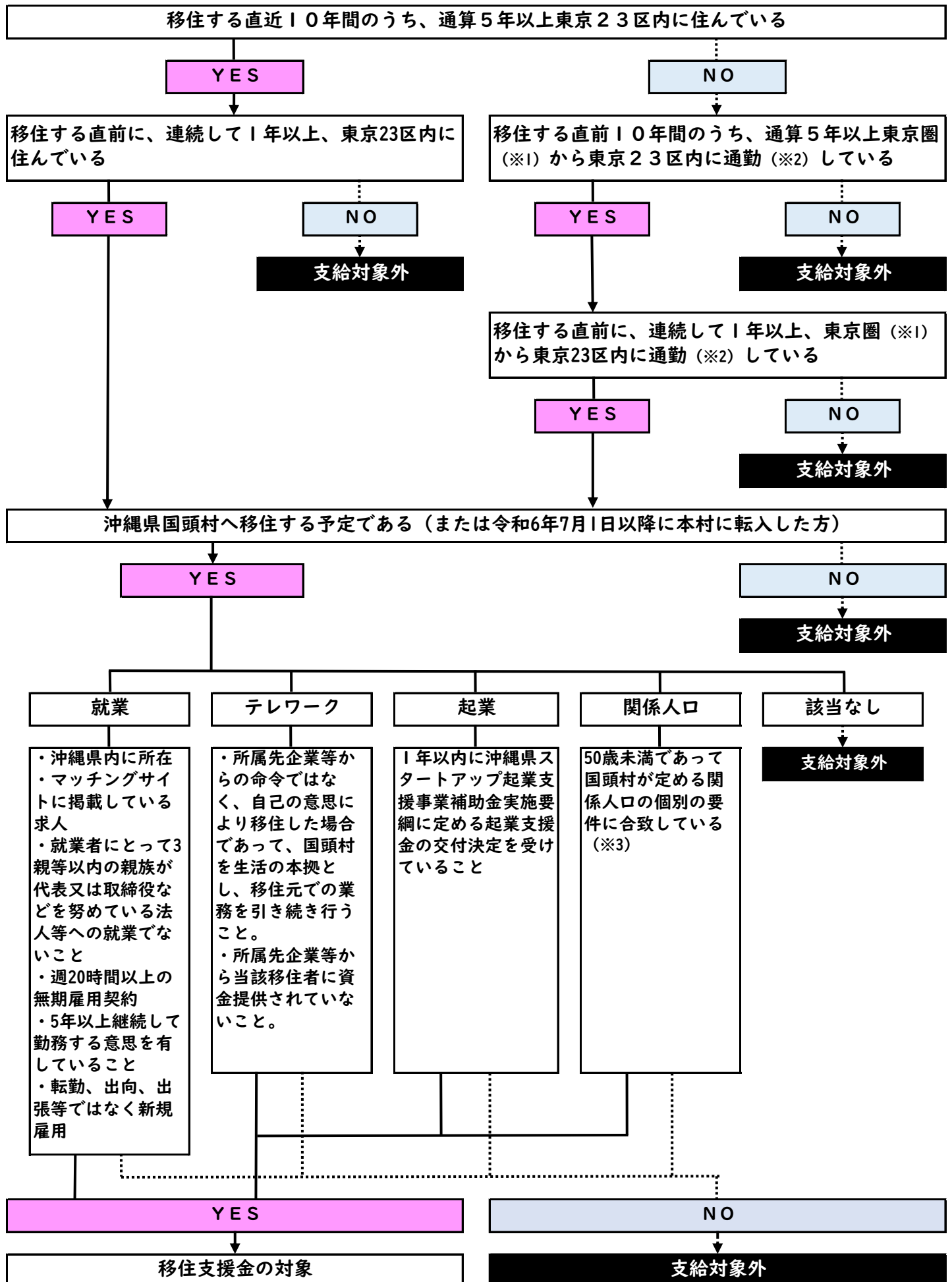


国頭村移住支援金 要件確認フローチャート



(※1) 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（ただし条件不利地域を除く）

東京圏	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

(※2) 通勤について

東京圏（条件不利地域以外）に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元の対象期間とすることが出来る。

(※3) 国頭村が定める関係人口の要件

すべてに該当	本村にある事業所にあつたに常用雇用された方、又は本村で新たに事業を営む者
	移住希望者として村内に宿泊し、かつ移住窓口にて相談をしたことがある者
	地域活動に今後5年以上積極的に参加すること

↓さらに

いずれかに該当	本村の移住体験プログラム等に参加経験があること
	本村に2年以上ふるさと納税している者
	本村に以前住んだことがある者、 本村に3親等以内の親族がいる者、 本村に通学していたことがある者、のいずれかに該当していること